

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 4 月 19 日

今治市監査委員 渡 辺 英 徳
同 野 間 有 造

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 契約課	平成 30 年 3 月 12 日
<p>各工事共通事項 (監査の結果) (意見)</p> <p>1 今治市土木工事共通仕様書に「低騒音型・低振動型建設機械」の規定を加えることができないか検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容) (意見)</p> <p>1 愛媛県と、愛媛県土木工事共通仕様書改訂の時期、内容を合わせ、今治市土木工事共通仕様書に「低騒音型・低振動型建設機械」の規定を追加するよう協議いたします。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
農水港湾部 農業土木課	平成 30 年 3 月 12 日
<p>朝倉地区機能強化管路施設工事（その10）</p> <p>（監査の結果）</p> <p>（指摘事項）</p> <p>1 工事請負契約約款第32条第1項の規定に基づき、工事目的物の部分使用を口頭による協議により認めていたが、今治市土木工事共通仕様書において、協議は書面によると規定されているので、打合せ簿等へ記載されたい。</p> <p>（意見）</p> <p>1 管路施設切替説明図は、指定仮設の扱いになるので、何らかの指示が特記仕様書に記載されることが望ましい。</p> <p>2 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点（土木）（改訂版）」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。このほか施工管理計画の中で、「今治市土木工事共通仕様書」、「（今治市）土木工事施工管理基準」、「愛媛県土木工事施工管理基準（準用）」及び「愛媛県土木工事施工管理マニュアル」に規定された段階確認及び品質管理に関する内容の記載が漏れているもの、「写真管理基準（案）」の引用が必要なものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。</p> <p>3 実施工程がえひめ国体等の影響により、当初の計画工程と比べて大きく遅れているが、これは当初の計画工程が、国体等の影響を考慮して作成されていなかったためであるので、請負者に施工条件の検討漏れがないように周知徹底されたい。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>（指摘事項）</p> <p>1 今治市土木工事共通仕様書の規定に基づき、工事打合せ簿で協議内容を記載するよう指示を行い、提出されました。</p> <p>（意見）</p> <p>1 請負者に指定仮設であることが周知されるよう、特記仕様書もしくは、図面への記載を検討します。</p>	

2 施工計画書や施工管理計画作成の注意点について周知徹底し、適正な書類作成が行われるよう指導します。

3 施工条件の周知徹底を行い、適正な計画工程の作成を行うよう指導します。

歌仙仙高地区農道改良工事

(監査の結果)

(指摘事項)

1 現場発生土の取扱方法について、当初特記仕様書に明記されていなかったため、契約後口頭で指示されていたが、工事請負契約約款第19条により、発注者は設計変更を請負者に通知し、今治市土木工事共通仕様書において、通知は書面によると規定されているので、打合せ簿等へ記載されたい。

(意見)

1 舗装展開図の一部において、県工事の作業用道路として使用するため、舗装表示の大半は完成形でないことについて記載されたい。

2 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点（土木）（改訂版）」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。このほか施工管理計画の中で、「今治市土木工事共通仕様書」、「（今治市）土木工事施工管理基準」、「愛媛県土木工事施工管理基準（準用）」及び「愛媛県土木工事施工管理マニュアル」に規定された段階確認及び出来形管理に関する内容の記載が漏れているものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。

(措置の内容)

(指摘事項)

1 今治市土木工事共通仕様書の規定に基づき、工事打合せ簿で協議内容を記載するよう指示を行い、提出されました。

(意見)

1 請負者に周知されるよう、図面への記載を検討します。

2 施工計画書や施工管理計画作成の注意点について周知徹底し、適正な書類作成が行われるよう指導します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
上下水道部 下水道業務課 (下水道工務課)	平成 30 年 3 月 12 日
<p>伯方汚水1号幹線公共下水道工事 (その6)</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点 (土木) (改訂版)」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。このほか施工管理計画の中で、「今治市土木工事共通仕様書」、「(今治市) 土木工事施工管理基準」「愛媛県土木工事施工管理基準 (準用)」及び「愛媛県土木工事管理マニュアル」に規定された段階確認、品質管理に関する内容で記載が漏れているものや不十分なもの、写真管理計画については、特記仕様書で指示されている内容について記載が漏れているものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。</p> <p>2 「(今治市) 土木工事施工管理基準」では必ずしも作成が求められていないが、工事工程表に計画・出来高カーブの作成が望ましい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 施工計画書の作成については、「請負工事の提出書類及び施工等における注意点 (土木) (改訂版)」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「工事特記仕様書」等に基づき、内容の記載に不備・漏れがないように請負業者に指導していきます。</p> <p>2 今後業者に対してカーブ曲線についても作成するように促していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
水道部 水道総務課 (越智諸島事業所)	平成 30 年 3 月 12 日
<p>伯方配水池築造工事</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 特記仕様書が一部不要となり請負者に口頭で伝達していたが、工事請負契約約款第19条により、発注者は設計変更を請負者に通知し、今治市土木工事共通仕様書において、通知は書面によると規定されているので、打合せ簿等へ記載されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点（土木）（改訂版）」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。</p> <p>「（今治市）土木工事施工管理基準」及び「愛媛県土木工事施工管理基準（準用）」に規定された品質管理及び出来形管理に関する内容の記載が漏れているものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 直ちに不要となった理由を記述した工事打合せ簿を提出し、施工業者に承諾されました。今後、同様の工事においては適切な仕様書を提示し、また設計変更等の通知事項は、打合せ簿等の書面にて行うことを徹底します。</p> <p>(意見)</p> <p>1 品質管理および出来形管理項目等において、記載漏れの箇所について追記するよう指導し、修正された施工計画書が提出されました。</p>	